

## 特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	独立行政法人通関情報処理センター	政府出資額	60,000,000円
新法人名 (業務承継法人名)	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	政府出資額	5,102,000,000円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成20年10月1日	増減額	5,042,000,000円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号） 附則 （出資） 第六条 センターは、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十二条第二項の規定により各出資者に分配される財産を除き、その財産の全部を出資するものとする。 （政府への無償譲渡） 第十条 センターが出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。 （センターの解散等） 第十二条 センターは、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により各出資者に分配される財産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて会社が承継する。 2 前項の規定による解散に際し、センターは、その資産の価額から負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額に相当する額の財産を、政府を除く各出資者に対し、その出資額のセンターの資本金の額に対する割合に応じて分配するものとする。この場合において、各出資者に分配する財産の額は、その出資額を限度とする。</p>		
政府出資額が増減した理由	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）附則第十条の規定による輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の政府出資額の増加（50,42百万円）		
備 考			